

令和5年度第3回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年6月7日（水）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階第一会議室

3. 出席委員数 （18名）

出席者 （会長）吉田陽一

（代理）戸部秀悦

（委員）

1番	鈴木和俊	2番	伊藤淑榮	3番	三浦栄子
4番	鈴木豊則	5番		6番	佐藤洋介
7番	清水司	8番	高橋郁雄	9番	鈴木誠孝
10番	目黒千衣子	11番	三浦富美雄	12番	山本義則
13番	佐藤正樹	14番	中田正一	15番	武田一雄
16番	加藤和洋	17番	鈴木孫城		

4. 欠席委員 番 委員 (名)

5. 農業委員会業務報告(5月分)

6. 報告事項

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農地法第5条の許可について

7. 議事案件

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	船	木	聖	徳
副事務局長	佐	藤	秀	樹
局長補佐	鈴	木	俊	市

10. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
ただ今から、令和5年度第3回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。
今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が4件であります。
始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和5年度第3回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
ます。

6月に入りようやく暖かい日差しが差し込むようになり、熱いとさえ感じられる日もある中で、本市は大部分が田植えを終え、あたかも緑の絨毯が敷かれているような心地よい光景となりました。作業を終えた方におかれましては、ひとまず安堵していることとお見受けします。田植え作業が残っている方におかれましては、改めて農作業事故に気を付けて作業にあたってください。

本日は報告事項2件、議案事項4件でありますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

本日の出席委員数は18名中18名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり)

議長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、17番 鈴木孫城委員、1番 鈴木和俊委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。それでは、5月分の農業委員会業務報告を議題といたします。

議 長

事務局から報告をお願いいたします。

事務局

5月分の農業委員会業務について報告いたします。

(別紙により報告)

以上で終わります。

議 長

ただ今の報告について何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは議事案件に入ります。

議 長

議案第8号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議 長

事務局

それでは、議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が 1 件です。

申請番号 1、土地の所在は野石字海老沢〇番他 1 筆、計 2 筆の田 2,892 m²、譲受人は野石字水上台の A、譲渡人は野石字水上台の B、親子間の経営移譲に伴う所有権移転であります。

以上、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議案第 8 号について、何か質問等ございませんか。

議 長

(異議なしの声あり。)

議 長

議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当とすることにいたします。

事務局

次に、議案第 9 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議案第 9 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

今回は、貸借権設定が 12 件であります。

申請番号 1 の利用権設定を受ける者は、鵜木字道村の A、利用権設定する者は鵜木字道村の B、貸付地は鵜木字道村新田○番他 1 筆、計 2 筆、田 5,590 m²、新規、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 20,000 円であります。

事務局

申請番号 2 から 12 は契約の更新ですので説明を省略します。

申請番号 2 は払戸字尻深二番谷地の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 3 は脇本富永字鵜南前田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 4 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 5 は角間崎字家ノ下の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 6 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 7 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 8 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

以上で説明を終わります。

申請番号 9 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 10 は鵜木字鵜木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

申請番号 11 は松木沢字松木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

事務局

申請番号 12 は松木沢字松木新田の田、契約期間は令和 4 年 6 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,500 円であります。

議 長

議案第 9 号、申請番号 1 から 12 について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

議案第 9 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第 12 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、議題いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
今回は3件の申請がありましたので議案書に沿い、説明させていただきます。
申請番号7、土地の所在は北浦野村字平徳〇番の内ほか8筆、地目は田、面積2,917.47 m²。

借受人は北浦野村の農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸渡人は秋田県。
転用目的は、農作業小屋の建築及び屋外作業場の整備であります。

本区域は秋田県より土地改良事業において非農用地区域として指定され、令和5年3月10日付、秋農8355号で速やかな調整を図るよう通知されているものであります。

建物建築面積は農作業器具格納用パイプハウス敷が162 m²、屋外作業場ほか駐車場敷2,755 m²であります。

以上で申請番号7の説明を終わらせていただきます。

(現地確認報告)

議長

現地を確認しました、12番山本義則委員、15番武田一雄委員から代表説明

委員として山本委員、説明をお願いいたします。

12番

(山本義則委員)

それでは現地確認について報告いたします。

5月24日、水曜日の午前12時00分より、武田一雄委員、私、事務局の鈴木局長補佐の3人で現地で一ノ目潟ファームとの立ち会いを行い、確認いたしました。

議長

申請箇所等につきましては、事務局の説明のとおりであり、農地は土を安定させるため耕作はされておりました。崩落する心配はないとの説明で、基盤整備中の周辺農地には特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

申請番号7について、何か質問等ございませんか。

18番

(戸部秀悦委員)

現地には盛り土され、事前着工されたのではないかとの意見も聞かれたのですが、法令に抵触していないか、説明が不足している感がある、そこは、今後しっか

り調整していただきたいと思いますが。

議 長

委員のご指摘のとおりであり、今後は解りやすいような説明に努めてまいります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

では、申請番号7については、承認したいと思います。

次に申請番号8の説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号8の案件について説明いたします。

土地の所在は、北浦野村字前野〇番〇の内、地目は田、面積 200 m²で土地賃貸借の一時転用となっております。

事務局

東北電力の配電塔外壁修繕工事に関する仮設足場、資材置場、車両駐車場に供するものです。

事務局

借受人は秋田市(株)ユアテック、貸渡人は北浦野村のA。

農地区分については農業振興地域内の農用地ですが一時転用なので不許可の例外となっております。

農地にかかる借上経費は無償とのことです。

図面資料の1ページには位置図、2ページ目には法第14条地図の写し、3ページ目には利用計画平面図を添付しておりますのでご覧ください。

申請番号8の説明は以上でございます。

議長

(現地確認報告)

現地を確認しました、12番山本義則委員、15番武田一雄委員から代表説明委員として山本委員、説明をお願いいたします。

12番

(山本義則委員)

それでは現地確認について報告いたします。

5月24日、申請番号7の調査終了後、引き続き武田一雄委員、私、事務局の鈴木局長補佐の3人で現地においてユアテックの現場監督職員2名との立ち会いを行い、確認いたしました。

申請箇所等につきましては、事務局の説明のとおりであり、現地は敷き鉄板にて養生され周辺農地へは影響が及ぶ心配はないとの説明で、特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様のご慎重審議をお願いいたします。

議長

ここまで、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議長

異議なしということで、申請番号8については、承認することに決定いたします。

引き続き、申請番号9について説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号9の案件について説明いたします。

土地の所在は、五里合琴川字浜台〇番地、地目は畑、面積 2,720 m²で土地賃貸借の一時転用となっております。

転用の内容としては、育苗用土の採取販売に供するものです。
借受人は五里合中石(株)相重商会、貸渡人は五里合神谷のB。
農地区分については農業振興地域内の農用地ですが一時転用なので不許可の例外となっております。

採取面積は 2,072 m²、掘削の深さは1.5メートル、保全面積は幅1mを設け260 m²を確保するとのことであります。また、農地復元計画書も提出されており、計画には欠陥はみられませんでした。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、1番鈴木和俊委員、3番三浦栄子委員から代表説明委員として三浦委員、説明をお願いいたします。

3番

(三浦栄子委員)

それでは現地確認について報告いたします。

5月24日、午後1時30分から鈴木和俊委員、私、事務局の鈴木局長補佐の3人で現地において申請人代理 行政書士との立ち会いを行いまして、現地の調査をいたしました。

現地の隣接地は申請者の社有地で資材置場等に使用されていることから、周辺の農地へは影響はほとんどないものと説明を受けておりますので今回の一時転用は支障ないものと判断しました。
皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ここまで、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

ご異議なしということで、申請番号9についても、承認することといたします。

議 長

議案については審議終了いたしますが、その他について何かありませんか。
他にありませんか。

なにもないようですので、以上をもちまして、令和5年度第 3 回男鹿市農業委

員会定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年6月7日

男鹿市農業委員会

議		長		吉	田	陽	一
署	名	委	員	鈴	木	孫	城
署	名	委	員	鈴	木	和	俊
書		記		鈴	木	俊	市